

下諏訪町福祉医療制度のご案内

福祉医療とは、保険診療医療費のうち自己負担した額の一部を下諏訪町が負担し給付する制度です。下記受給資格に該当する方は、申請することにより福祉医療受給資格者証の交付が受けられます。

受給資格（手帳お受け取りの際などに交付します）



- ① 特別児童扶養手当を受給されている方（20歳の誕生日末日まで）
- ② 療育手帳A1・A2・B1の該当者
- ③ 身体障害者手帳1級～3級（4級で65歳以上の一部の方は該当になる場合があります）
- ④ 65歳未満で障害年金1級9号・10号・11号の受給該当者
- ⑤ 65歳以上で国民年金法施行令別表1の該当者
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の該当者（入院にかかった医療費は給付の対象になりません）

※障害の状況が有期認定になっている方は受給者証有効期限内に資格の変更・喪失になる場合があります。

受給者証の有効期限

- ・次の7月31日まで（毎年更新・有効期限は8月1日～7月31日）
- 資格が自動継続される方には、毎年7月中に新しい受給者証を郵送いたします。（基本的にはご自宅に郵送しますが、送付先の希望がある場合はお申し出ください。）

受給者証の使い方

- ・長野県内の医療機関へかかった場合
医療機関の窓口で受給者証を提示してください。
- ・長野県外の医療機関へかかった場合
領収書のコピーを添えて福祉医療費支給申請書を提出してください。
（役場1階 国保年金係窓口まで直接お越しいただくか、郵送で申請書をお送りください。）



受給者証の変更・再発行

- ・次の場合には届出をお願いします。届出がない場合は給付が遅れる場合があります。

内容	お持ちいただくもの
住所・氏名が変わった場合	受給者証、印鑑（認印可）
健康保険証が変わった場合	新しい健康保険証、受給者証、印鑑（認印可）
受取口座を変更したい場合	通帳、受給者証、印鑑（認印可）
証を汚損、紛失した場合	印鑑（認印可）

給付内容



☆ 1つの医療機関につき、1ヶ月の自己負担額は（最大）500円です。

500円を超えた分の医療費は下諏訪町から補助されます。

※同一の医療機関でも、同月に入院と外来がある場合、また内科と歯科がある場合は、それぞれ500円のお支払いが必要です。

※薬局の場合は医療機関の処方箋ごとに500円のお支払いが必要です。

☆ 給付の対象となるもの

- ・保険適用分の医療費のうち、内科・歯科・調剤・訪問看護療養費・入院時食事代など
⇒ 加入されている健康保険から、高額療養費や附加給付金などが支給される場合（請求できる場合を含む）、その金額も差し引いて給付します。

※お使いの健康保険によって異なりますので、保険証の担当へ直接お問い合わせください。

- ⇒ 国や県の公費負担の受給者証（自立支援医療、難病医療など）をお持ちの方は、医療機関等にかかる際、必ず福祉医療費受給者証と一緒に窓口での提示をお願いします。

★ 給付の対象とならないもの

- ・人間ドック、健康診断、予防接種、入院時個室代など保険の適用にならないもの
- ・精神障害者保健福祉手帳資格の方の入院分医療費や入院時食事代
- ・高額介護合算療養費など、ほかの助成を受けた場合
- ・交通事故など第三者行為による診療の場合
⇒ 福祉医療費給付分は後日返納していただく場合があります。



給付方法

①通常の場合（医療機関で受給者証を提示した場合）

- ⇒ 基本的には診療月から2ヶ月後の月末日の前日を目安に（土日祝日は除く）自己負担金を差し引いた金額をご指定口座へ振込みます。

②県外での受診または受給者証を提示せずに医療を受け役場窓口で申請した場合

- ⇒ 基本的には申請書の提出月から2ヶ月後の月末日の前日を目安に（土日祝日は除く）自己負担金を差し引いた金額をご指定口座へ振込みます。

* 福祉医療費を申請できる期間は診療月（支払月）の翌月1日から1年以内です。

- 振込に関する通知はしておりませんので、通帳をご確認いただくか、役場までお問い合わせください。

- 2ヶ月たっても給付がない場合は診療を受けた医療機関へ直接お問い合わせください。

* お問い合わせ *

下諏訪町役場 住民環境課 国保年金係 Tel : 0266-27-1111 (内線 138)